

令和六年度一般会計歳入予算並びに財務省所管の一般会計歳出予算、各特別会計歳入歳出予算及び各政府関係機関収入支出予算に関する説明

令和六年度一般会計歳入予算並びに財務省所管の一般会計歳出予算、各特別会計歳入歳出予算及び各政府関係機関収入支出予算について御説明申し上げます。

まず、一般会計歳入予算額は、百十二兆五千七百十六億八千八百万円でありまして、これを前年度予算（補正予算（第一号）による補正後の改予算。以下同じ。）に比較いたしますと、十五兆八十七億千百万円の減少となっております。

以下、歳入予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、租税及印紙収入は、六十九兆六千八十億円でありまして、これを前年度予算に比較いたしますと、三十億円の減少となっております。

この予算額は、現行法による租税及印紙収入見込額七十一兆九千六百万円から、令和六年度の税制改正による減収見込額二兆三千六百億円を差し引いたものであります。

次に、各税目別に主なものを御説明申し上げます。

まず、所得税につきましては、定額減税等による減収額を見込んだ上で、十七兆九千五十億円を計上いたしました。

法人税につきましては、賃上げ促進税制の強化等による減収額を見込んだ上で、十七兆四百六十億円を計上いたしました。

消費税につきましては、二十三兆八千二百三十億円を計上いたしました。

以上申し述べました税目のほか、相続税三兆二千九百二十億円、酒税一兆二千九百九十億円、揮発油税二兆百八十億円、印紙収入一兆四百二十億円及びその他の各税目を加え、租税及印紙収入の合計額は、六十九兆六千八十億円となっております。

第二に、その他収入は、七兆五千四百四十六億八千八百万円でありまして、これを前年度予算に比較いたしますと、五兆九千五百六十七億千百万円の減少となっております。

このうち主なものは、我が国の防衛力の抜本的な強化等のための財源として二兆千二百六十一億二百万円のほか、日本銀行納付金一兆千七百七十三億円、日本中央競馬会納付金三千六百九十九億七千二百万円等であります。

最後に、公債金は、三十五兆四千四百九十億円でありまして、これを前年度予算に比較いたしますと、九兆四百九十億円の減少となっております。

この公債金のうち、六兆五千七百九十億円は、建設公債の発行によることとし、残余の二十八兆八千七百億円は、特例公債の発行によることといたしております。

次に、当省所管一般会計歳出予算額は、三十兆二千七百七十七億二千三百万円でありまして、これを前年度予算に比較いたしますと、四兆三千六百四十二億六千六百万円の減少となっております。

これは、国債費が一兆三千三百四十二億五千六百万円、予備費が五千億円増加した一方で、貨幣回収準備資金へ繰入が千百五億三千二百万円、防衛力強化のための資金へ繰入が四兆四千百九十六億五千五百万円、原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費が一兆円、ウクライナ情勢経済緊急対応予備費が五千億円減少したこと等によるものであります。

以下、歳出予算額のうち主な事項につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、第一に、国債費につきましては、二十七兆九百九十億千九百万円を計上いたしておりますが、この経費は、

公債の償還及び利子の支払に必要な経費と、公債の発行に必要な手数料等の財源を、国債整理基金特別会計へ繰り入れるもの等であります。

第二に、経済協力費につきましては、八百三十四億三千六百万円を計上いたしておりますが、この経費は、独立行政法人国際協力機構に対する出資及び国際開発金融機関を通じて供与する開発途上国に対する経済協力等に必要なものであります。

第三に、政策金融費につきましては、六百三億四千四百万円を計上いたしておりますが、この経費は、株式会社日本政策金融公庫への出資等に必要なものであります。

第四に、国家公務員共済組合連合会等助成費につきましては、八百四十六億円を計上いたしておりますが、この経費は、「国家公務員共済組合法」等に基づく基礎年金拠出金の一部負担等に必要なものであります。

第五に、原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費につきましては、一兆円を計上いたしておりますが、この経費は、原油価格・物価高騰に伴うエネルギー、原材料、食料等の安定供給対策及び物価高騰の下での賃金の引上げの促進に向けた環境整備に要する経費その他の物価高騰対策に係る緊急を要する経費の見し難い予算の不足に充てるためのものであります。

最後に、予備費につきましては、予見し難い予算の不足に充てるため、一兆円を計上いたしております。

次に、当省所管の特別会計のうち主な会計につきまして、その歳入歳出予算の概要を御説明申し上げます。

まず、国債整理基金特別会計におきましては、歳入歳出いずれも二百二十五兆千三百八十九億八千七百万円となっております。

このほか、地震再保険、外国為替資金及び財政投融资の各特別会計の歳入歳出予算につきましては、予算書等を御覧いただきたいと存じます。

最後に、当省関係の各政府関係機関の収入支出予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、株式会社日本政策金融公庫国民一般向け業務におきましては、収入二千二百四十二億四千万円、支出千三百五十九億千六百万円、差引き八百八十三億二千四百万円の収入超過となっております。

このほか、同公庫の農林水産業者向け業務、中小企業者向け業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務の各業務並びに沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門の各政府関係機関の収入支出予算につきましては、予算書等を御覧いただきたいと存じます。

以上、財務省関係の予算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第でございます。
よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

令和6年度

国会に対する予算説明

外務省

外務省所管令和6年度予算の説明

外務省所管の令和6年度予算について大要を御説明いたします。

予算総額は7,257億1,559万3千円で、これを主要経費別に区分いたしますと、

経済協力費 3,788億9,452万2千円

エネルギー対策費 57億2,598万7千円

その他の事項経費 3,410億9,508万4千円

であります。また「組織別」に大別いたしますと、

外務本省 5,389億8,929万1千円

在外公館 1,867億2,630万2千円

であります。

只今その内容について御説明いたします。

(組織) 外務本省

第1 外務本省一般行政に必要な経費

501億4,688万1千円は、「外務省設置法」に基づく所掌事務のうち、本省内部部局等及び外務省研修所所掌の一般事務処理に必要な職員合計2,956名の人件費及び事務費であります。

第2 外交運営の充実に必要な経費

162億3,156万2千円は、外務行政事務の効率化・高度化及び行政サービスの向上を図る情報システムの開発及び運

用並びに外交交渉に関する情報収集等に必要な経費であります。

第3 国際会議に必要な経費

42億1,764万8千円は、国際会議等への出席等に必要な経費であります。

第4 外務本省施設整備に必要な経費

9億2,110万7千円は、外務本省庁舎の施設整備に必要な経費であります。

第5 経済協力に係るアジア大洋州地域外交に必要な経費

5億8,769万7千円は、経済協力に係る東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター等に対する拠出金を支払うために必要な経費であります。

第6 アジア大洋州地域外交に必要な経費

39億4,884万8千円は、アジア及び大洋州の諸国に関する外交政策の企画及び立案並びにその実施の総合調整等に必要な経費及び国際交流事業委託費2億9,609万5千円、遺棄化学兵器調査事業等委託費3億8,640万9千円、公益財団法人日本台湾交流協会補助金24億1,484万円であります。

第7 北米地域外交に必要な経費

2億3,311万8千円は、北米諸国に関する外交政策の企画及び立案並びにその実施の総合調整等に必要な経費であります。

第8 経済協力に係る中南米地域外交に必要な経費

510万7千円は、経済協力に係るカリブ共同体に対する拠出

金を支払うために必要な経費であります。

第9 中南米地域外交に必要な経費

1億1,506万円は、中南米諸国に関する外交政策の企画及び立案並びにその実施の総合調整等に必要な経費であります。

第10 欧州地域外交に必要な経費

6億8,831万6千円は、欧州諸国に関する外交政策の企画及び立案並びにその実施の総合調整等及びボスニア和平履行評議会等に対する拠出金の支払に必要な経費及び北方領土対策事業費補助金3,732万9千円、サハリン州経済改革促進等特別援助費1億5,000万円であります。

第11 経済協力に係る欧州地域外交に必要な経費

1億57万5千円は、経済協力に係るベルリン日独センターに対する分担金を支払うために必要な経費であります。

第12 経済協力に係る中東地域外交に必要な経費

5,670万4千円は、経済協力に係る国際連合開発計画に対する拠出金を支払うために必要な経費であります。

第13 中東地域外交に必要な経費

1億2,497万2千円は、中東諸国に関する外交政策の企画及び立案並びにその実施の総合調整等及び中東淡水化研究センター及び多国籍部隊・監視団に対する拠出金の支払に必要な経費であります。

第14 経済協力に係るアフリカ地域外交に必要な経費

7,839万5千円は、経済協力に係る国際連合開発計画及び

アフリカ連合に対する拠出金を支払うために必要な経費であります。

第 15 アフリカ地域外交に必要な経費

5 億 9,488 万 3 千円は、アフリカ諸国に関する外交政策の企画及び立案並びにその実施の総合調整等及び国際連合開発計画に対する拠出金の支払に必要な経費であります。

第 16 国際の平和と安定に対する取組に必要な経費

435 億 649 万 2 千円は、外交及び安全保障に係る基本的な政策の企画及び立案に関する調査研究等に必要な経費、開発途上国の安全保障能力強化等の援助のための援助費 50 億円、国際連合等に対する分担金等を支払うために必要な経費及び平和構築人材育成事業等委託費 1 億 1,042 万 9 千円、難民等救援業務委託費 4 億 7,389 万 7 千円、難民等定住者支援業務委託費 2 億 8,135 万 3 千円、包括的核実験禁止条約国内運用体制整備事業等委託費 7,433 万 4 千円、外交・安全保障調査研究事業費補助金 5 億 6,200 万 4 千円、国際共同研究支援事業費補助金 5 億 102 万 9 千円であります。

第 17 経済協力に係る国際の平和と安定に対する取組に必要な経費

357 億 3,220 万 7 千円は、経済協力に係る国際連合等に対する分担金等を支払うために必要な経費であります。

第 18 エネルギー対策に係る国際の平和と安定に対する取組に必要な経費

57 億 2,598 万 7 千円は、エネルギー対策に係る国際原子力

機関に対する分担金等を支払うために必要な経費であります。

第 19 国際経済に関する取組に必要な経費

11 億 3,972 万 7 千円は、対外経済関係条約等の締結の準備に関する調査研究等及び世界貿易機関等に対する分担金等の支払に必要な経費であります。

第 20 経済協力に係る国際経済に関する取組に必要な経費

82 億 4,405 万円は、経済協力に係る国際連合食糧農業機関等に対する分担金等を支払うために必要な経費であります。

第 21 経済協力に係る国際法の形成・発展に向けた取組に必要な経費

800 万 1 千円は、経済協力に係るアジア・アフリカ法律諮問委員会に対する分担金を支払うために必要な経費であります。

第 22 国際法の形成・発展に向けた取組に必要な経費

36 億 1,785 万円は、国際条約の締結に関する事務処理、条約集の編集及び先例法規等に関する調査研究及び国際刑事裁判所等に対する分担金等の支払に必要な経費及び国際裁判対応力強化人材育成事業等委託費 1,078 万 7 千円であります。

第 23 国際情勢に関する情報収集・分析・調査に必要な経費

8 億 5,031 万 1 千円は、国際情勢に関する情報の収集及び分析並びに外国等に関する調査等に必要な経費であります。

第 24 広報文化交流及び報道対策に必要な経費

73億7,692万8千円は、外交政策及び海外事情についての国内広報、外交政策及び日本事情についての海外広報、外交政策に関する本邦及び外国の報道関係者に対する広報等、文化の分野における国際交流等及び国際連合教育科学文化機関に対する拠出金の支払に必要な経費及び戦略的対外発信事業委託費43億9,088万5千円、領土保全対策事業委託費8,504万1千円、啓発宣伝事業等委託費1億4,178万3千円であります。

第25 経済協力に係る広報文化交流及び報道対策に必要な経費

52億6,908万円は、経済協力に係る国際連合教育科学文化機関等に対する分担金等を支払うために必要な経費であります。

第26 独立行政法人国際交流基金運営費交付金に必要な経費

117億3,839万8千円は、独立行政法人国際交流基金が行う業務の財源に充てるための運営費交付金の交付に必要な経費であります。

第27 領事業務の充実に必要な経費

101億8,873万7千円は、「旅券法」に基づく旅券の発給等国民の海外渡航の円滑化に関する事務処理等、海外における邦人の生命及び身体の保護、海外の治安情報の収集及び海外安全情報の提供等、「出入国管理及び難民認定法」に基づく外国人への査証発給事務処理等及び国際民間航空機関に対する拠出金の支払に必要な経費であります。

第 28 在外投票の実施に必要な経費

603 万 9 千円は、「公職選挙法」に基づく在外選挙人名簿の登録に係る事務処理等に必要な経費であります。

第 29 経済協力に必要な経費

1,621 億 9,116 万 4 千円は、経済協力に係る基本的な政策の企画及び立案並びにその実施の総合調整に必要な経費、開発途上国の経済開発等の援助及び開発途上国の災害対応等の緊急援助のための援助費 1,562 億円、国際移住機関等に対する分担金等を支払うために必要な経費及び外国人看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業委託費 5 億 7,129 万 5 千円、海外技術協力推進民間団体補助金 646 万 1 千円であります。

第 30 地球規模の諸問題への取組に必要な経費

172 億 2,127 万 5 千円は、経済協力に係る分野別援助計画作成に関する調査等及び国際連合工業開発機関等に対する分担金等の支払に必要な経費であります。

第 31 独立行政法人国際協力機構運営費交付金に必要な経費

1,474 億 1,306 万 6 千円は、独立行政法人国際協力機構が行う経済協力に係る業務の財源に充てるための運営費交付金の交付に必要な経費であります。

第 32 独立行政法人国際協力機構施設整備に必要な経費

7 億 910 万 6 千円は、独立行政法人国際協力機構が施行する経済協力に係る研修施設等の整備費の補助に必要な経費であります。

(組 織) 在 外 公 館

第 1 在外公館事務運営等に必要な経費

781 億 6,490 万 5 千円は、「外務省設置法」に基づく所掌事務のうち、在外公館所掌の一般事務処理に必要な職員合計 3,718 名の人件費及び事務費であります。

第 2 外交運営の充実に必要な経費

919 億 8,639 万 8 千円は、在外公館の事務所等に要する施設の借上げ及び現地補助員に対する給与の支給、在外公館の事務所等の警備等、外交交渉に関する情報収集及び外務行政事務に関する情報処理等に必要な経費であります。

第 3 国際会議に必要な経費

10 億 9,434 万円は、国際会議等への出席等に必要な経費であります。

第 4 在外公館施設整備に必要な経費

60 億 5,795 万 2 千円は、在外公館の事務所等の施設整備に必要な経費であります。

第 5 民間資金等を活用した在外公館施設整備に必要な経費

1 億 852 万 6 千円は、民間資金等を活用した在外公館の事務所の施設整備に必要な経費であります。

第 6 アジア大洋州地域外交に必要な経費

6,007 万 3 千円は、アジア及び大洋州の諸国に関する外交政策の実施に必要な経費であります。

第 7 北米地域外交に必要な経費

3 億 3,640 万 8 千円は、北米諸国に関する外交政策の実施

に必要な経費であります。

第 8 中南米地域外交に必要な経費

1,499 万 2 千円は、中南米諸国に関する外交政策の実施に必要な経費であります。

第 9 欧州地域外交に必要な経費

5 億 4,819 万 9 千円は、欧州諸国に関する外交政策の実施に必要な経費及びロシアの経済改革促進支援事業等委託費 5 億 669 万 6 千円であります。

第 10 中東地域外交に必要な経費

797 万 8 千円は、中東諸国に関する外交政策の実施に必要な経費であります。

第 11 アフリカ地域外交に必要な経費

739 万 6 千円は、アフリカ諸国に関する外交政策の実施に必要な経費であります。

第 12 国際の平和と安定に対する取組に必要な経費

3 億 4,952 万 4 千円は、国際の平和と安定のための国際協力に係る国際連合等との連絡等に必要な経費であります。

第 13 国際経済に関する取組に必要な経費

1 億 579 万 3 千円は、世界貿易機関における紛争処理対応に関する調査等に必要な経費であります。

第 14 国際法の形成・発展に向けた取組に必要な経費

9,387 万 2 千円は、先例法規等に関する調査研究に必要な経費であります。

第 15 国際情勢に関する情報収集・分析・調査に必要な経費

827万1千円は、国際情勢に関する情報収集及び外国等に関する調査等に必要な経費であります。

第16 広報文化交流及び報道対策に必要な経費

13億4,315万3千円は、外交政策及び日本事情についての海外広報、文化の分野における国際交流等及び外交政策に関する外国の報道関係者に対する広報等に必要な経費及び戦略的対外発信事業委託費5億9,780万4千円であります。

第17 領事業務の充実に必要な経費

51億432万7千円は、海外子女教育に必要な日本人学校及び補習授業校に対する支援等、海外における邦人の生命及び身体の保護等及び「出入国管理及び難民認定法」に基づく外国人への査証発給事務処理に必要な経費であります。

第18 在外投票の実施に必要な経費

5,610万円は、「公職選挙法」に基づく在外選挙人名簿の登録に係る事務処理等に必要な経費であります。

第19 経済協力に必要な経費

12億5,245万3千円は、経済協力に係る開発協力事業の実施に関する調整等に必要な経費であります。

第20 地球規模の諸問題への取組に必要な経費

2,564万2千円は、経済協力に係る分野別援助計画の作成に関する調査等に必要な経費であります。

以上が、外務省所管令和6年度予算の大要であります。

また、当省関係の政府関係機関の収入支出予算について申し上げます。

独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門におきましては、

収入	1,617億2,325万7千円
----	-----------------

支出	1,821億3,382万6千円
----	-----------------

となっております。